

福祉医療費給付制度の見直しについて

I 福祉医療費受給者の自己負担分の増加傾向

医療制度改革による健康保険法等の改正、障害者自立支援法の施行などにより、医療保険の本人負担分が上げられている。

II 福祉医療費受給資格者の増加など社会的情勢の変化

身体障害者手帳や療育手帳取得者は、平成7年からの10年間で5,886人の増(約1.5倍)特に65歳以上重度障害者は3,265人の増(約2.1倍)

母子家庭数は、この10年間で1,277世帯の増(約1.5倍)で、おもに離婚の増加による。これら社会情勢の変化による福祉医療費受給資格者が増加している。

また、自動給付方式により給付金の交付申請が容易になったことで、給付件数も伸張している。

III 財政構造改革プログラムに基づく、給付水準の見直しの要請

高齢化の進展等によって給付対象者数が伸び、財政支出の増加が見込まれる中で、公平性と福祉性の視点を維持しつつ、給付水準の見直しが必要。

これらを踏まえた福祉医療費給付制度の見直しが必要となっている。

検討対象は市の単独事業分

現在の制度の中で、県の補助対象となっているものは、平成14年の「福祉医療制度のあり方検討委員会」の検討において、総合的、抜本的に見直しを行ったものである。

よって、今回の検討対象は、市の単独事業分となる。

県が予定している見直し

「福祉医療制度のあり方検討委員会」の提言の中で、県の福祉医療制度については概ね3年ごとに見直し作業を行うことが適当、とされており、これに基づき、19年度に県と市町村の代表による検討委員会を設置し、精神障害者及び老人の資格について見直しを行う予定である。

